

## CPAC2018 参加報告

神鋼リサーチ（株） 川嶋 淳史

（株）プロパティ主催の中国特許年会（CPAC）2018 ツアーに参加したので報告する。

2018年8月30日、北京で開催されたCPAC2018に参加するとともに、知識産権出版社（IPPH）、北京大学法学院、中国企業であるシャオミ（小米科技）、および特許事務所（SINOFAITH IPグループと万慧達北翔法律事務所）を訪問した。

### 1. 中国の知的財産に関する状況

2017年度の中国特許出願件数は138.2万件に達し（図1）、2018年上半期も75.1万件で引き続き増加傾向にある。実用新案の出願件数も168.8万件を記録し、増加している。なお、意匠の出願件数は、62.9万件で、前年比微減となっているが、近年は約60万件前後で推移している。

中国の出願件数がこのように伸びている背景として、国の補助金・奨励金・ハイテク企業認定などの政策が考えられるが、権利行使の容易化や損害賠償額の引き上げなどに伴い、侵害訴訟の件数も著しく増加し、知財係争リスクは日々高まっている。

日本の特許庁に該当する中国知識産権局は、2018年8月28日付けで英語名称が変更となり、従来のSIPO（State Intellectual Property Office）から、新名称のCNIPA（China National Intellectual Property Administration、読み方は「シーエヌアイピーイー」）となった。

また、国家知識産権局の組織再編も行われ、国務省のもとに国家市場監督管理総局が新設され、その下に、従来の国家知識産権局の専利業務、国家工商行政管理総局の商標管理業務、および国家品質監督検査検疫総局の原産地地理表示管理業務が統合され、新たな国家知識産権局が設置された。



図1 中国の特許出願件数の推移(2010-2017年)

### 2. 中国特許年会(CPAC)2018

中国特許年会（CPAC：China Patent Annual Conference）は、日本の「特許情報フェ

ア」に相当する国際会議で、中国国家知識産権局（2018/8/28に、SIPOよりCNIPA: China National Intellectual Property Administrationに名称変更）と知識産権出版社（IPPH: 中国の特許情報を外部に提供する会社でCNIPAの外郭団体）が主催者となっており、中国政府が知財啓蒙活動を行う大規模なものである。

CPACは、2010年よりPIAC（Patent Information Annual Conference of China）として毎年開催されており、2017年からCPACへの名称変更もあって今年が9回目となる。参加者は増加を続けており、今回はチケット発券が約1万部とのことであったが、当日の参加者は昨年より8000人よりは少ない印象であった。会場は、急な中国／アフリカ会議のため、変更となり、メイン会場は約600名、それ以外にも約1000名分の席が用意されたそうであるが、開会式および基調講演の場としては手狭であった。



図2 会場の北京亦創国際会議展示場

主賓挨拶は、今年もCNIPA局長である申長雨氏からなされ、習近平主席の「一帯一路」政策のもと、知的財産権の保護、知的財産取引変革の積極的推進、知的財産権に関する国際協力が強調されていた。具体的には、特許侵害者への重い犠牲、外国企業との技術交流の促進、発展途上国（後述のカンボジアなど）との特許審査ハイウェイ促進などである。

メイン会場ではその後、世界知的所有機関（WIPO: World Intellectual Property Organization）の事務総長、欧州特許庁副所長、カンボジア国務院／産業手工芸大臣、国家知的所有権局副所長、科学技術部副部長、百度（Baidu）公司顧問、BASF副社長、ソニー上級GM、Merconi代表（出身はエリクソン）、CAS（Chemical Abstract Service）社長、などから、知的財産権の保護強化、有効活用、知財戦略、技術イノベーション、特許情報の標準化、企業の知財戦略、等に関する基調講演が行われた。

個別セッションでは、88の講演が行われた。今年度の特徴として、昨年多かったビッグデータやAIについては多くなく、中国政府の「量より質」の方針に沿って、知財保護や特許解析・価値評価などに関心が高まっている傾向が伺えた。

展示ブースでは、中国特許庁や主催者のIPPH社をはじめ中国国内、欧米からは、EPO、CAS、RWS、Minesoft、Questel、IEEE、WIPOおよび各国の特許事務所など、アジアでは韓国からKIPI（Korea Institute of Patent Information）、KAIPS、WIPSなど4団体、カンボジア、ラオス、インド（企業）、香港、シンガポール（特許庁）の国の機関、特許サービスや特許事務所など合計で140のブース設置があった。事務所では、出願から権利行使に至る一連の総合サービス提供をPRする傾向が見られた。

この内、日本からは（株）プロパティをはじめ、園田小林特許事務所、正林特許事務所、サングループ（株）、梶・須原特許事務所、ユニアス国際特許事務所の6社の展示があった。

### 3. 知識産権出版社（IPPH: Intellectual Property Publishing House Co., Ltd）

IPPHは、国家知識産権局（旧SIPO、現CNIPA）の知的財産出版社として設立した中国特許文書の出版社であり、CNIPAの統一的な特許情報外部サービス（日本語版では、「特許情報サービスプラットフォーム」；CNIPR<专利信息服务平台>）を提供している。

本体に約600人、及びデータセンターに約400人の合計約1000人以上の従業員からな

り、各種知的財産関連を中心としながら種々の出版事業を手掛けている。

IPPH では、DI (Design Scope) と呼ばれる、知財および科学文献に関する情報を一元的に検索できるデータベースを構築しており、審査官の有効なツールともなっている。ただし、中国国内限定とのことである。

#### 4. 中国国家知識産権局〔中国特許庁〕(CNIPA)

立ち寄っただけであるが、出願の窓口等が設置されている。一般向けに出願フローを示した図も提示されていた。また、1件 150 元の検索サービスもある。北京における主要な特許事務所については、郵便物ロッカーが用意されており、一つのステータスと考えられる。

#### 5. 北京大学法学院

当日迎えてくれた張教授（女性）は CPAC の初日の午後のメイン会場のセッション（改革開放と知的財産保護）のコーディネータであり、この分野では著名な方である。東京在住経験もあり、JETRO を通じて日本企業との交流もある。

出願についての補助政策について質問をしたが、これは元々資金不足の事業者のためのもので、50～100%の費用を減額するものである。登録までに至らない弊害が見えてきており、学术界としては反対の姿勢である。

また、大学での研究成果として論文と特許の両方のノルマがあるため、これにより大学の出願が他国に比べて多くなっている。最後に図書室を案内いただいたが、法学院だけの図書室としては立派なものであった。

#### 6. シャオミ（小米科技）

シャオミ（小米科技）は 2010 年 4 月に設立され、スマートフォンで急成長した若いイノベーション型ハイテク企業である。インターネットテレビ、スマートホーム関連の商品にも力を入れており、創業から数年の 2014 年には中国のスマホ市場のシェア No.1 を獲得するに至った。また、2013 年に海外進出を開始し、ロシア、アメリカ、アフリカなどに進出して、インドでは 2017 年にシェアトップとなり、12 か国全てで 5 位以内のシェアを有している。

しかしながら、2016 年には、中国スマホシェアは 4 位まで下がり、世界シェアも 6 位に後退している。その後、モノのインターネット時代に合わせ、スマート家電の生産にあたる子会社とともに米家（MIJIA）グループを形成し、電動バイクや空気清浄器、炊飯器を発売するなど、スマホメーカーというより「スマート家電」としてスマホを中心に据えつつも、本格的な家電メーカーに変わりつつある。

特許と実用新案の出願は 2011 年～2017 年で 24,026 件で、登録件数も 5,920 件である（2017 年末）。知財部員は約 100 名であることから、2017 年の 7000 件の特許（+実用新案）出願を考慮すると、相当な数をこなしていることになる。

#### 7. 特許法律事務所

##### 1) SINOFAITH（新淨信）グループ

SINOFAITH IP グループは、2009 年設立で、本社は上海にあり、北京、広州、深圳、杭州、長沙、シカゴ、サンフランシスコなどにも関係会社がある。「IP 保護を強化し、IP

利用を促進する」ことを指針とし、知的財産の権利取得、権利維持、取引や保護運用を扱う知財総合サービスプロバイダーの 1 つである。加えて、特許売買やコーディネートを扱う OCEAN TOMO という米国のコンサル会社もグループ内にあり、企業調査を含めて一連の知財業務に対応している。

## 2) 万慧達北翔法律事務所

万慧達北翔法律事務所は、2016 年に万慧達法律事務所と北翔知識財産代理有限公司が合併したもので、本部は北京で、上海、広州、深州などに 9 つの事務所を持ち、弁理士約 90 名、弁護士約 100 名、商標代理人約 90 名など計 500 人以上を有する大きな特許法律事務所である。

訴訟対応も多くの実績があり、中国では中国企業同志の争いが多く、外国企業が絡む案件は全体の 8%とのことである。また、裁判所は和解を促進しており、特許権侵害事件の賠償額は地方よりも北京が高い傾向がある。

以上、CPAC2018 に参加した会場の様子と、訪問した中国の知財関連の機関での情報を報告した。なお、中国では数年前よりモデル的に小学校で知財教育を行っているところもあり、今後中国人の知財意識も向上していくものと考えられる。

以上